

2021年1月

## 種苗法の一部改正

2021年の新年を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの影響により、日常生活が一変した大変な年となりました。

まだ予断は許さない状況ですが、環境の変化に柔軟に対応し、皆様によりよいサービスを提供できるよう、邁進して参ります。

今年も宜しくお願ひ申し上げます。

さて、今月も旬の植物の紹介から。

### 1. 季節の写真



満開のシクラメン（左側） 2021年1月 東京都港区にて



南天の実（右側） 2021年1月 長野県にて（※写真は提供）

### 2. 種苗法改正

2020年12月2日付で、種苗法の一部を改正する法律が成立し、同月9日付で公布されました。主な条文の改正点は以下のとおりです。

- ①登録品種の種苗等が譲渡された後でも、育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるように特例を設ける。輸出・栽培地域に係る制限は農水省 HP で公表する。
- ②農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために種苗として用いる自家増殖は、育成権者の許諾に基づき行うこととする。
- ③品種登録簿に記載された特性（特性表）と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくする。
- ④育成者が特性表の補正を請求できる制度、育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける。
- ⑤出願人から審査の実費相当額を徴収する一方、出願料及び登録料の水準を引き下げる。

改正の背景には、日本の優良品種が海外に流出し、無断で栽培され、日本を含む他国に輸出されている実情があります。

優良品種の海外流出は、無断で種苗が持ち出される場合もありますが、これまでの種苗法では、正規に販売された苗を海外へ持ち出すことが制限できなかったこと、自家増殖の実体を把握できないことから、種苗の適切な流通の管理が難しかったことも原因にあったようです。

自家増殖の許諾については、種苗法改正案の段階から、許諾料の支払が課されることによって、農業者の経営を圧迫する可能性があるのでは、との不安の声がありました。農林水産省では、「現在利用されているほとんどの品種は一般品種であり、今後も自由に自家増殖できる、許諾が必要になるのは登録品種のみである」と説明しています。

本改正法は、一部の改正を除いて 2021 年 4 月 1 日より施行となります。  
(上記枠内、②、③、④、⑤は 2022 年 4 月 1 日より施行)

今後も改正法について何か動向がありましたらお知らせ致します。

以 上